第50回

50th ANNIVERSARY Since 1968/11/1 おかげさまで50周年

定時株主総会
招集ご通知



開催日時

平成30年６月27日（水曜日）
午前10時（受付開始午前９時）

開催場所

東京都港区芝公園２丁目５番20号
メルパルク東京３階「牡丹」

決議事項

第１号議案 株式併合の件
第２号議案 定款一部変更の件
第３号議案 監査等委員でない取締役９名選任の件
第４号議案 監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

書面により議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使期限
平成30年６月26日(火曜日)
午後５時30分までに到着するようご返送ください。

丸紅建材リース株式会社

証券コード：9763

株主の皆様へ



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援・ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、第50回定時株主総会を平成30年６月27日（水）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届け申し上げます。

当社グループの第50期連結会計年度の業績は、売上高は217億79百万円と前年並みになりました。損益面では、営業利益は賃貸単価の伸び悩みと東北地区の大型土木復興需要が一段落したことの影響を受け７億57百万円と減益になりましたが、公共インフラ整備が進むタイ国のタイ丸建㈱や大型仮設材の協友リース㈱など持分法による投資利益が寄与し、親会社株主に帰属する当期純利益は９億83百万円と平成23年以降連続７期増益になりました。

第51期は当社にとり創立50周年を迎える節目の年であり、かつ中期経営計画（３ヵ年）の最終年度でもあります。３つの基本戦略である「新規戦略投資の推進」、「コア事業の更なる収益基盤強化」、「持続的成長に向けてのインフラ整備」を着実に推進し経営目標を達成し、株主の皆様、お取引先、役員、従業員とその成果を分かち合えるよう邁進するとともに、次の50年を見据えた変革と創造に挑戦し、当社の生業を通じて都市空間建設に貢献を続ける所存であります。

株主の皆様におかれましては、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年６月

代表取締役社長

目次

定時株主総会招集ご通知 …… 3
株主総会参考書類
第１号議案　株式併合の件 …… 5
第２号議案　定款一部変更の件 …… 5
第３号議案　監査等委員でない取締役９名選任の件 …… 7
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件 …… 11
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件 …… 13

(添付書類)
事業報告
1. 企業集団の現況に関する事項 …… 14
(1) 事業の経過およびその成果 …… 14
(2) 設備投資等の状況 …… 15
(3) 対処すべき課題 …… 15
(4) 企業集団の財産および損益の状況の推移 …… 16
(5) 重要な子会社および関連会社の状況 …… 18
(6) 主要な事業内容 …… 18
(7) 主要な事業所 …… 19
(8) 従業員の状況 …… 19
(9) 主要な借入先および借入額 …… 19
2. 会社の株式に関する事項 …… 20
3. 会社役員に関する事項 …… 21
4. 会計監査人の状況 …… 24
5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況 …… 25
6. 剰余金の配当等の決定に関する方針 …… 28
連結計算書類 …… 29
計算書類 …… 41
監査報告書 …… 51
株式についてのご案内 …… 54

(証券コード9763)
平成30年６月５日

株　主　各　位

東京都港区芝公園２丁目４番１号
丸紅建材リース株式会社
代表取締役社長　内　山　元　雄

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年６月26日午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　平成30年６月27日（水曜日）午前10時（受付開始午前９時）
2. 場　　所　東京都港区芝公園２丁目５番20号
　　メルパルク東京　３階「牡丹」
3. 会議の目的事項
報告事項
1. 第50期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第50期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　株式併合の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　監査等委員でない取締役９名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
●株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社のウェブサイト（http：//www.mcml-maruken.com/）に掲載させていただきます。

【第50期期末配当金のお支払いについて】

当社は、平成28年６月21日の株主総会決議により、剰余金の配当等の決定を取締役会で行う旨の定款規定を設けております。

この定款規定にもとづき、平成30年５月８日開催の取締役会におきまして、第50期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）の期末配当金のお支払いにつき、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

１．期末配当金　　１株につき　金６円
２．効力発生日ならびに支払開始日　　平成30年６月６日（水曜日）

銀行預金またはゆうちょ銀行貯金口座への振込をご指定の方は、平成30年６月５日（火曜日）に「第50期期末配当金計算書」および「お振込先について」をご送付申し上げる予定ですので、内容をご確認願います。

株式数比例配分方式をご指定の方は、同日に「第50期期末配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」をご送付申し上げる予定ですので、内容をご確認願います。

上記以外の方には、同日に「第50期期末配当金領収証」をご送付申し上げる予定ですので、平成30年６月６日（水曜日）から平成30年７月31日（火曜日）までの間に、最寄りのゆうちょ銀行本支店および出張所ならびに郵便局で配当金をお受け取り願います。

【創立50周年記念配当金について】

当社は、上記の通り平成30年３月31日を基準日とする第50期の剰余金の配当を行うことを決議しましたが、同時に当社は平成30年11月１日に創立50周年を迎えることから、日頃よりご支援を賜る株主の皆様への感謝の意を表すべく、第51期については期末普通配当（１株につき金６円）に加え、中間配当において創立50周年記念配当（１株につき金２円）を行う方針につき決議しましたので、併せてお知らせいたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

　全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一する方針を掲げており、その移行期限は平成30年10月１日までとされています。当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、売買単位の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（５万円以上50万円未満）とするために、当社株式について10株を１株にする併合を実施することといたしました。

2. 併合する株式の種類および割合

　第２号議案「定款一部変更の件」が承認・可決されることを条件として、当社普通株式について、10株を１株に併合いたしたいと存じます。なお、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して売却処分、または自己株式として当社が買取ります。当該売却代金等につきましては、対象となる株主様に対し、その割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合が効力を生じる日

　平成30年10月１日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

　10,000,000株

5. その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと思います。

第２号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

　第１号議案「株式併合の件」が承認・可決されることを条件として、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合（10分の１）に応じて発行可能株式総数を１億株から1,000万株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

　また、本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを本定款から削除することといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１条～第４条（条文省略）	第１条～第４条（現行どおり）
第２章　株　　式	第２章　株　　式
第５条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は１億株とする。	第５条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は1,000万株とする。
第６条（条文省略）	第６条（現行どおり）
第７条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、1,000株とする。	第７条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、100株とする。
第８条～第44条（条文省略）	第８条～第44条（現行どおり）
附則 第１条～第２条（条文省略）	附則 第１条～第２条（現行どおり）
【　　新　　設　　】	第３条 第５条および第７条の効力発生日は、平成30年10月１日とする。
【　　新　　設　　】	第４条 附則第３条および本条は、効力発生日の経過をもって削除する。

第３号議案　監査等委員でない取締役９名選任の件

現、取締役７名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、今後の経営体制の一層の強化を図るため、２名増員して監査等委員でない取締役９名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございません。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	※桑山章司 (くわやましょうじ) (昭和31年４月15日生)	昭和54年４月　丸紅㈱入社 平成15年４月　同社非鉄金属部長 平成18年４月　同社金属資源部門長補佐 平成19年４月　同社金属資源部門長代行 平成20年４月　同社執行役員、金属資源部門長代行 平成21年４月　同社執行役員、金属資源部門長、鉄鋼製品事業部担当役員 平成22年４月　同社執行役員、金属部門長 平成23年４月　同社常務執行役員、金属部門長 平成24年４月　同社常務執行役員、社長補佐、金属部門管掌役員 平成24年６月　同社代表取締役常務執行役員、社長補佐、金属部門管掌役員 平成25年４月　同社代表取締役常務執行役員、社長補佐、金属グループ（金属第一部門、金属第二部門）管掌役員、エネルギー・化学品グループ（化学品部門）管掌役員 平成26年４月　同社常務執行役員、アセアン支配人、丸紅アセアン会社社長 平成27年４月　同社常務執行役員、アセアン・南西アジア統括、アセアン支配人、丸紅アセアン会社社長 平成30年４月　当社顧問 (現在に至る)	0株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたる企業経営者としての豊富な知見と経験を有しており、当社の経営に有用であると判断したためであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	岡本 達哉（おかもと たつや） （昭和31年６月11日生）	昭和55年４月　当社入社 平成16年４月　当社名古屋支店長 平成22年４月　当社営業本部副本部長 平成22年６月　当社取締役、営業本部副本部長 平成22年10月　当社取締役、営業本部副本部長、東京本店長 平成25年４月　当社常務取締役、営業本部長 平成27年４月　当社専務取締役、営業本部長 平成29年４月　当社専務取締役、営業本部長、西日本統括 平成30年４月　当社専務取締役、社長補佐、西日本管掌（現在に至る）	25,000株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたる重仮設営業業務およびその統括業務を通じて、重仮設事業について豊富な知見と経験を有しており、当社の経営に有用であると判断したためであります。		
3	梶谷 誠（かじたに まこと） （昭和33年３月３日生）	昭和55年４月　丸紅㈱入社 平成15年４月　同社軽金属部長 平成19年４月　同社金属資源部門長補佐兼丸紅メタル事業室長 平成20年４月　同社金属資源部門長補佐 平成21年４月　同社金属資源部門長代行 平成23年４月　丸紅オーストラリア会社社長 平成25年４月　丸紅㈱参与 丸紅オーストラリア会社社長 平成26年４月　同社参与 大洋州支配人兼丸紅オーストラリア会社社長 平成27年４月　同社参与　金属資源本部副本部長 平成28年４月　当社経営管理本部副本部長 平成28年６月　当社専務取締役、経営管理本部長、環境安全部担当役員 平成29年４月　当社専務取締役、経営管理本部長、調達本部長、環境安全部担当役員 平成30年４月　当社専務取締役、経営管理本部長、調達本部長、環境安全部担当役員、海外事業管掌（現在に至る）	15,000株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたる国内外商業や金属製造業、建築外装業など事業会社の経営管理業務を通じて、幅広い知見と経験を有しており、当社の経営に有用であると判断したためであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	浦井 芳彦 (うらい よしひこ) (昭和31年７月10日生)	昭和55年４月　当社入社 平成15年１月　当社札幌支店長 平成23年10月　当社営業本部副本部長兼札幌支店長 平成25年４月　当社営業本部副本部長兼東京本店長兼営業第二部長 平成25年６月　当社取締役、営業本部副本部長、東京本店長、営業第二部長 平成27年４月　当社常務取締役、営業本部副本部長、東京本店長 平成29年４月　当社常務取締役、営業本部長代行、東日本統括、東京本店長 平成30年４月　当社常務取締役、社長補佐、東日本管掌 (現在に至る)	20,000株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたる重仮設営業業務を通じて、重仮設事業について豊富な知見と経験を有しており、当社の経営に有用であると判断したためであります。		
5	猪田 忠 (いのだ ただし) (昭和34年12月17日生)	昭和57年４月　当社入社 平成21年４月　当社財経部長 平成26年６月　当社取締役、財経部長 平成27年４月　当社取締役、経営管理本部副本部長、財経部長、監査部担当役員補佐 平成29年６月　当社取締役、経営管理本部副本部長、財経部長 (現在に至る)	14,000株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたる財務・経理業務を通じて、豊富な知見と経験を有しており、当社の経営に有用であると判断したためであります。		
6	中嶋 義雄 (なかしま よしお) (昭和34年２月４日生)	昭和57年４月　当社入社 平成19年４月　当社技術開発部長 平成20年４月　当社営業本部東京本店技術部長 平成26年４月　当社工務統括本部長兼工事管理部長兼営業本部東京本店工事部長兼海外事業部長 平成27年４月　当社工務統括本部長兼工事管理部長兼営業本部東京本店工事部長 平成27年６月　当社取締役、工務統括本部長、工事管理部長、営業本部東京本店工事部長 平成29年４月　当社取締役、工務統括本部長 (現在に至る)	7,000株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたる技術・工事・工場の業務およびその統括業務を通じて、重仮設事業について豊富な知見と経験を有しており、当社の経営に有用であると判断したためであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	※小島 治人（こじま はるひと） （昭和33年１月８日生）	昭和55年４月　当社入社 平成19年４月　当社営業本部東京本店営業第二部長兼横浜支店長 平成26年４月　当社環境安全部長 平成30年４月　当社営業本部長 （現在に至る）	12,000株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたる重仮設営業業務を通じて、重仮設事業について豊富な知見と経験を有しており、当社の経営に有用であると判断したためであります。		
8	※酒井 誠司（さかい せいじ） （昭和33年４月16日生）	昭和57年４月　当社入社 平成22年４月　当社営業本部営業総括部長 平成25年４月　当社経営管理本部経営企画部長兼営業本部営業総括部長 平成25年10月　当社経営管理本部経営企画部長 平成29年４月　当社経営管理本部副本部長兼調達本部副本部長兼経営企画部長 （現在に至る）	5,000株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたる重仮設営業業務および経営管理業務を通じて、重仮設事業について豊富な知見と経験を有しており、当社の経営に有用であると判断したためであります。		
9	※清水 茂（しみず しげる） （昭和34年12月26日生）	昭和57年４月　当社入社 平成20年４月　当社営業本部東京本店工事部長兼工事課長 平成22年４月　当社営業本部東京本店営業第一部長 平成24年４月　当社営業本部福岡支店長 平成28年４月　当社営業本部名古屋支店長 平成30年４月　当社営業本部東京本店長 （現在に至る） 【重要な兼職の状況】 協友リース㈱代表取締役	11,000株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたる重仮設営業業務を通じて、重仮設事業について豊富な知見と経験を有しており、当社の経営に有用であると判断したためであります。		

（注1）各候補者（９名）と当社との間には、特別の利害関係はありません。
（注2）※印は新任候補者であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

現、監査等委員である取締役３名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	※市川（いちかわ）　久伸（ひさのぶ） (昭和33年１月１日生)	昭和56年４月　丸紅㈱入社 平成23年４月　同社営業経理第二部長 平成24年４月　丸紅プラックス㈱常務取締役管理本部長 平成30年４月　丸紅㈱鉄鋼製品事業本部付 (現在に至る)	0株
	＜候補者とした理由＞ 事業会社運営管理などに関する幅広い知識・経験と、財務・会計に関する相当程度の知見を有し、当社取締役会における監査・監督業務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。		
2	井ノ上（いのうえ）　雅弘（まさひろ） (昭和37年７月28日生)	昭和60年４月　丸紅㈱入社 平成23年４月　同社鉄鋼製品事業部長 平成23年６月　当社取締役 平成25年４月　丸紅㈱金属第一部門長代行兼鉄鋼製品事業部長 平成27年４月　同社鉄鋼製品事業本部長兼鉄鋼製品事業本部業務室長 平成28年４月　同社鉄鋼製品事業本部長兼金属資源本部副本部長兼鉄鋼製品事業本部業務室長 平成28年６月　当社取締役監査等委員 (現在に至る) 平成30年４月　丸紅㈱参与 鉄鋼製品事業本部長 (現在に至る) 【重要な兼職の状況】 伊藤忠丸紅鉄鋼㈱取締役	0株
	＜候補者とした理由＞ 鉄鋼業および事業会社運営管理などに関する幅広い知識を有し、また当社社外取締役の経験を通じ、当社事業を熟知しているため、当社取締役会における監査・監督業務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	樋口（ひぐち）　達（わたる） (昭和45年10月30日生)	平成５年10月　会計士補登録 監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）入所 平成９年４月　公認会計士登録 平成14年10月　弁護士登録（第一東京弁護士会所属）成和共同法律事務所（現　成和明哲法律事務所）入所 平成19年10月　同事務所パートナー (現在に至る) 平成28年６月　当社取締役監査等委員 (現在に至る)	0株
	＜候補者とした理由＞ 弁護士および公認会計士としての高度な専門的知識に基づき、当社取締役会における監査・監督業務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。		

(注1) 各候補者（３名）と当社との間には、特別の利害関係はありません。
(注2) ※印は新任候補者であります。
(注3) 市川久伸、井ノ上雅弘および樋口　達の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、樋口達氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
(注4) 井ノ上雅弘氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって７年となります。うち、当社監査等委員である社外取締役在任期間は２年となります。
(注5) 樋口　達氏の当社監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
(注6) 当社は、監査等委員である取締役候補者である井ノ上雅弘、樋口　達の両氏との間で、法令で定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合には当該契約を継続させる予定であります。また、当社は、監査等委員である取締役候補者である市川久伸氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
棚橋栄蔵（たなはし えいぞう） (昭和29年４月26日生)	昭和62年10月　司法試験合格 平成２年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会所属） 設楽・阪本法律事務所入所 平成12年４月　棚橋・小澤法律事務所開設 平成17年６月　当社監査役 平成28年８月　棚橋総合法律事務所開設 (現在に至る) 【重要な兼職の状況】 横浜冷凍㈱社外監査役	0株
＜候補者とした理由＞ 当社監査役の経験を通じて当社事業を熟知しており、また、弁護士としての高度な専門的知識に基づき、当社取締役会における監査・監督業務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。		

(注1) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
(注2) 棚橋栄蔵氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
(注3) 棚橋栄蔵氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額となります。

以　上

添付書類

事　業　報　告（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出の増加と、国内需要の持ち直しにより幅広い業種で企業収益が改善しており、回復基調が続いています。

当社グループの所属する土木・建設業界は、人手不足や建機・輸送機不足が続いているものの、全体としては、首都圏の大規模再開発やインフラ整備、オリンピック・パラリンピック関連の建設需要の本格化など堅調に推移しており、それに伴い、当社が取扱う重仮設鋼材の販売量は横ばいながら賃貸稼動量・稼動率は増加しました。

このような環境下、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高は217億79百万円（前年同期比１億51百万円、0.7％増）と前年並みとなりました。損益面では、営業利益は賃貸単価の伸び悩みと東北地方での売上減の影響により、７億57百万円（同58百万円、7.1％減）と減益になりましたが、公共インフラ整備が進むタイ国のタイ丸建㈱と大型仮設材を取り扱う協友リース㈱の持分法による投資利益の増により、経常利益は12億31百万円（同75百万円、6.5％増)、親会社株主に帰属する当期純利益は９億83百万円（同53百万円、5.8％増）と増益になりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

① 重仮設事業

賃貸稼動率、稼動量とも好調でしたが、賃貸単価の伸び悩み、販売案件の利益減と販売費及び一般管理費の増により、売上高は171億77百万円（前期比34百万円、0.2％減)、セグメント利益は12億75百万円（同２億20百万円、14.7％減）となりました。

② 重仮設工事事業

首都圏を中心に大口工事案件が進捗したため、売上高は30億24百万円（同２億66百万円、9.7％増)、セグメント利益は１億26百万円（同84百万円、198.8％増）となりました。

③ 土木・上下水道施設工事等事業

売上高は、官庁工事の受注が伸び悩んだため15億77百万円（同84百万円、5.1％減）と減収になりましたが、セグメント利益は、前期末に計上した一過性の追加工事原価が無くなったため44百万円（同75百万円の利益増）と黒字転換しました。

（注）セグメント利益又は損失は、連結計算書類の営業利益と調整を行っております。

第49期（平成28年４月１日～平成29年３月31日）

（単位：百万円）

	重仮設	重仮設工事	土木・上下水道施設工事等	計	調整額	連結
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	17,208	2,757	1,661	21,627	—	21,627
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	4	—	—	4	△ 4	—
計	17,212	2,757	1,661	21,632	△ 4	21,627
セグメント利益又は損失(△)	1,496	42	△ 30	1,507	△ 692	815

第50期（平成29年４月１日～平成30年３月31日）

（単位：百万円）

	重仮設	重仮設工事	土木・上下水道施設工事等	計	調整額	連結
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	17,177	3,024	1,577	21,779	—	21,779
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	17,177	3,024	1,577	21,779	—	21,779
セグメント利益	1,275	126	44	1,446	△ 689	757

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は２億46百万円であり、その主な内訳は、全国の当社工場の安全対策投資、設備更新投資及び子会社丸建基礎工事㈱の工事用機械の購入であります。

(3) 対処すべき課題

当社グループの属する建設業界におきましては、人手不足や工事進捗遅れが懸念されるものの、首都圏のインフラ整備、大型再開発事業を中心に堅調に推移するものと思われます。

この様な経営環境のもと、当社グループは、引き続き賃貸重視を中心としたコア事業の収益基盤の強化を行ない、工場設備投資・安全対策投資の推進、人材確保・育成などの持続的成長に向けたインフラ整備を継続いたします。海外のタイ丸建㈱では、バンコクを中心に鉄道整備事業を始めとした大型公共建設投資が中長期間に亘り計画されており、これらの需要に対応すべく取り組んでまいります。新規戦略投資については、M＆Aや新商材開発を含め、国内、海外を問わず幅広く検討してまいります。

当社グループは、これらの諸施策を推し進めるとともに、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図り、顧客ニーズや事業環境・社会環境の変化に柔軟かつ適確に対応できる体制を確立してまいります。

次期（第51期）の連結業績は、売上高212億円（前期比2.7%減)、営業利益８億70百万円（同14.9%増)、経常利益13億20百万円（同7.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益10億10百万円（同2.6%増）と第50期比で各段階損益の増益を予想しています。

中期経営計画最終年度の目標に対する第50期実績と第51期の予想数値・達成状況は次のとおりであります。

		平成29年度 実績（第50期）	平成30年度 予想（第51期）	中計最終年度 (第51期)目標値
収益目標（連結）	売上高	217億円	212億円	225億円
	親会社株主に帰属する当期純利益	9.8億円	10.1億円	12億円
財務目標（連結）	自己資本比率	36.6%	40.0%	40.0%
	ＮＥＴ有利子負債	72億円	70億円	80億円以下
株主還元方針	配当性向（連結）	20.3%	26.4%	25%程度
	年間配当金	6.0円	8.0円	8.0円

(4) 企業集団の財産および損益の状況の推移

期別 項目	第47期 平成26年度	第48期 平成27年度	第49期 平成28年度	第50期 平成29年度 (当連結会計年度)
売上高（百万円）	19,498	20,456	21,627	21,779
経常利益（百万円）	1,167	1,216	1,156	1,231
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	837	917	930	983
１株当たり当期純利益（円）	25.12	27.51	27.90	29.52
総資産（百万円）	31,308	31,493	32,574	33,876
純資産（百万円）	10,229	10,795	11,562	12,399
１株当たり純資産額（円）	306.81	323.80	346.84	371.95

（注）１株当たり当期純利益は自己株式数を控除した期中平均株式数、１株当たり純資産額は自己株式数を控除した期末発行済株式数により算定しております。

【ご参考】主要財務指標の推移（連結）

■売上高

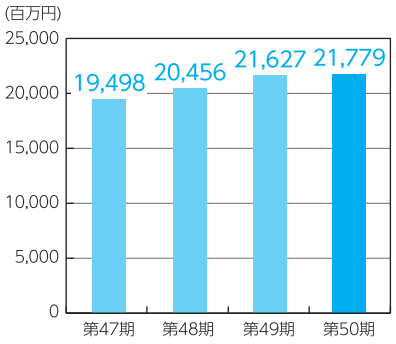

■経常利益

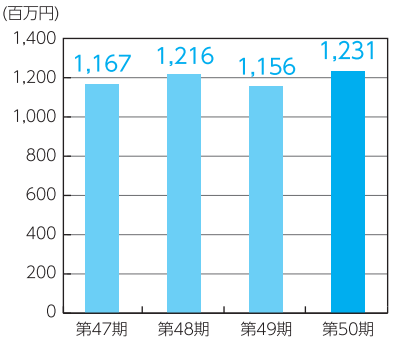

■親会社株主に帰属する当期純利益

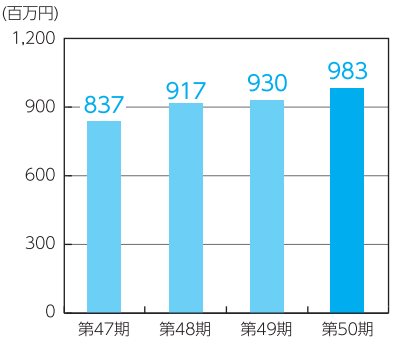

■総資産

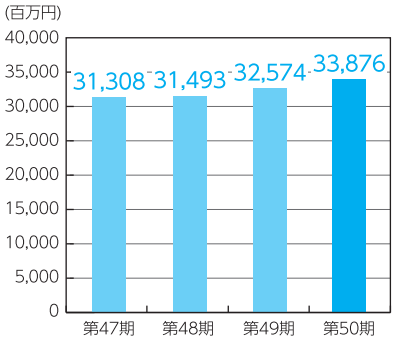

■純資産

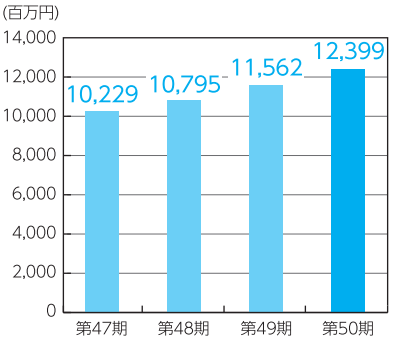

■有利子負債

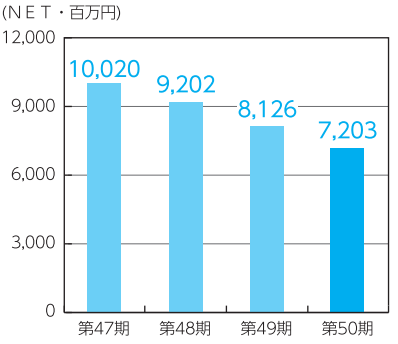

■１株当たり当期純利益

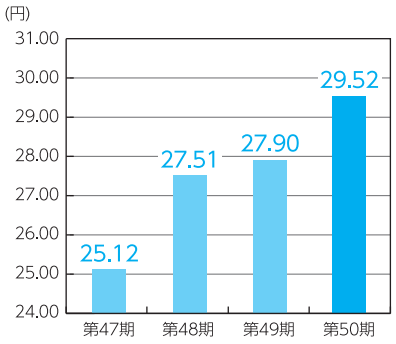

■１株当たり純資産額

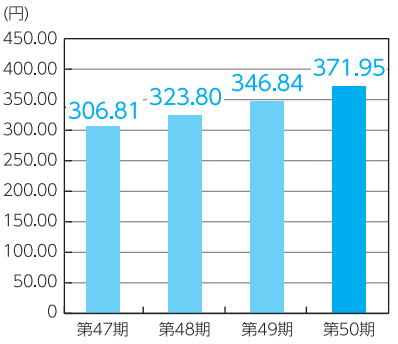

■自己資本比率

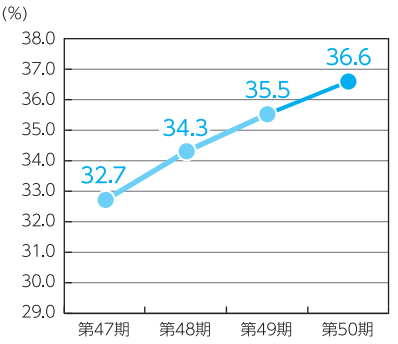

(5) 重要な子会社および関連会社の状況（平成30年３月31日現在）

① 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
興信工業株式会社	99百万円	100.0%	土木・上下水道施設工事、建築設備工事および工場プラント工事
丸建基礎工事株式会社	50百万円	100.0%	建設基礎工事用の重仮設鋼材の杭打抜・山留架設工事、地中連続壁工事等
東北工業株式会社	10百万円	100.0%	建設基礎工事用の重仮設鋼材の修理・加工
東播工業株式会社	10百万円	100.0%	建設基礎工事用の重仮設鋼材の修理・加工
九州レプロ株式会社	10百万円	100.0%	建設基礎工事用の重仮設鋼材の修理・加工

（注） 当社の子会社は上記５社であり、全て連結しております。

② 関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
協友リース株式会社	30百万円	50.0%	建設基礎工事用の重仮設鋼材等の賃貸・販売等
THAI MARUKEN CO.,LTD.	20百万BAHT	49.0%	建設基礎工事用の重仮設鋼材等の賃貸・販売等

（注） 当社の関連会社は上記２社であり、全て持分法を適用しております。

(6) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

事業区分	事業内容
重仮設事業	建設基礎工事用の重仮設鋼材(鋼矢板・Ｈ形鋼・鋼製山留材・路面覆工板・鉄板)等の賃貸、販売、修理、加工等
重仮設工事事業	建設基礎工事用の重仮設鋼材(鋼矢板・Ｈ形鋼・鋼製山留材・路面覆工板・鉄板)の杭打抜、山留架設工事、地中連続壁工事等
土木・上下水道施設工事等事業	土木・上下水道施設工事、建築設備工事および工場プラント工事

(7) 主要な事業所（平成30年３月31日現在）

① 当社

本　　社	東京都港区芝公園２丁目４番１号				
本店及び支店	東 京 本 店	(東京都港区)			
	北関東 支店	(埼玉県さいたま市)	千 葉 支 店	(千葉県市原市)	
	横 浜 支 店	(神奈川県横浜市)	札 幌 支 店	(北海道札幌市)	
	東 北 支 店	(宮城県仙台市)	名古屋 支店	(愛知県名古屋市)	
	大 阪 支 店	(大阪府大阪市)	九 州 支 店	(福岡県福岡市)	
営 業 所	函 館 営業所	(北海道函館市)	沖縄 営業所	(沖縄県中頭郡)	
	北九州営業所	(福岡県北九州市)			
工　　場	市 原 工 場	(千葉県市原市)	成 田 ヤード	(千葉県成田市)	
	札 幌 工 場	(北海道北広島市)	旭 川 工 場	(北海道上川郡)	
	仙 台 ヤード	(宮城県仙台市)	稲 沢 工 場	(愛知県稲沢市)	
	岐 阜 工 場	(岐阜県安八郡)	東 播 工 場	(兵庫県加古郡)	
	若 松 工 場	(福岡県北九州市)	西 原 工 場	(沖縄県中頭郡)	

② 子会社

興信工業株式会社	(本社：神奈川県横浜市)	東北工業株式会社	(本社：宮城県仙台市)
丸建基礎工事株式会社	(本社：北海道北広島市)	九州レプロ株式会社	(本社：福岡県北九州市)
東播工業株式会社	(本社：兵庫県加古郡)		

(8) 従業員の状況（平成30年３月31日現在）

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
270名	3名増

(注)　従業員数は就業人員数であります。

(9) 主要な借入先および借入額（平成30年３月31日現在）

借　入　先	借　入　金　残　高
株式会社みずほ銀行	1,410 百万円
株式会社りそな銀行	1,410
株式会社常陽銀行	1,410
株式会社三井住友銀行	950
株式会社千葉興業銀行	640

2. 会社の株式に関する事項（平成30年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　100,000,000株

（2）発行済株式の総数　33,335,719株(自己株式958,681株を除く)

（3）株主数　3,321名

（4）大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
丸紅株式会社	11,676 (千株)	35.02 (%)
明治安田生命保険相互会社	1,102	3.30
丸紅建材リース取引先持株会	984	2.95
株式会社りそな銀行	893	2.68
みずほ信託銀行株式会社	748	2.24
株式会社常陽銀行	748	2.24
株式会社みずほ銀行	652	1.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	585	1.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	478	1.43
ＪＦＥスチール株式会社	468	1.40

（注1）　上記のほか当社保有の自己株式958千株があります。
（注2）　持株比率は自己株式（958千株）を控除して計算しております。

（5）株主分布状況

①　所有者別株主数

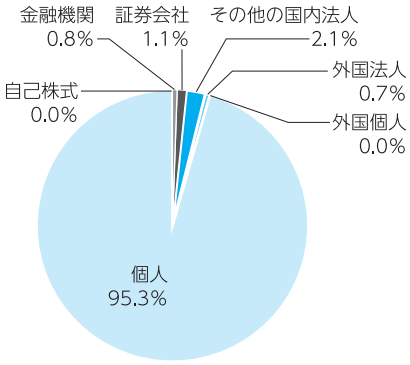

②　所有者別株式数

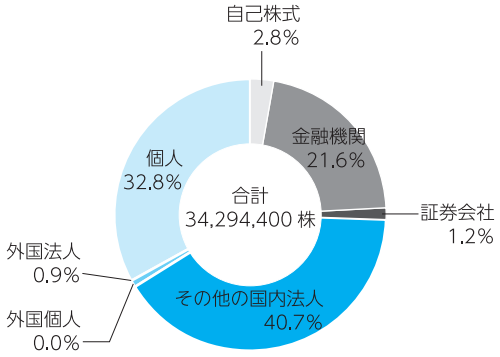

3. 会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（平成30年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担　　当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	内　山　元　雄	―	―
専務取締役	岡　本　達　哉	営業本部長、西日本統括	―
専務取締役	梶　谷　　誠	経営管理本部長、調達本部長、環境安全部担当役員	―
常務取締役	鈴　木　伸　介	営業本部長代行、海外統括、工務統括本部管掌	―
常務取締役	浦　井　芳　彦	営業本部長代行、東日本統括、東京本店長	協友リース㈱代表取締役
取締役	猪　田　　忠	経営管理本部副本部長、財経部長	―
取締役	中　嶋　義　雄	工務統括本部長	―
取締役（常勤監査等委員）	小　野　　信	―	協友リース㈱監査役、興信工業㈱監査役
取締役（監査等委員）	井ノ上　雅　弘	―	丸紅㈱鉄鋼製品事業本部長兼金属資源本部副本部長、伊藤忠丸紅鉄鋼㈱取締役
取締役（監査等委員）	樋　口　　達	―	成和明哲法律事務所パートナー

（注1）　小野信、井ノ上雅弘、樋口達の各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
（注2）　取締役（常勤監査等委員）小野信氏は、長年にわたる事業会社運営管理などに関する幅広い知識・経験を通じて、法務・財務・会計および当社業務内容に関する相当程度の知見を有しております。また、同氏は当社における８年間の常勤監査役および取締役（常勤監査等委員）経験を通じ当社事業を熟知しているため、常勤の監査等委員に選定しております。
（注3）　取締役（監査等委員）井ノ上雅弘氏は、鉄鋼業および事業会社運営管理についての相当程度の知見を有しております。
（注4）　取締役（監査等委員）樋口達氏は、弁護士および公認会計士の資格を有しており、法務・財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
（注5）　取締役（監査等委員）樋口達氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と、会社法第427条第１項および定款の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	報　酬　等　の　額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 （—名）	153百万円 （—百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （3名）	24百万円 （24百万円）

（注1）　報酬等の額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額27百万円が含まれております。
（注2）　監査等委員でない取締役の報酬の限度額は年額200百万円（平成28年６月21日開催第48回定時株主総会決議）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額100百万円（平成28年６月21日開催第48回定時株主総会決議）であります。

(4) 常勤の監査等委員の選定の有無およびその理由

当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報収集ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、小野信氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地　位	氏　名	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
社外取締役 (常勤監査等委員)	小　野　　信	協友リース㈱監査役、興信工業㈱監査役	協友リース㈱は当社の関連会社であり、興信工業㈱は当社の完全子会社であります。
社外取締役 (監査等委員)	井ノ上　雅　弘	丸紅㈱鉄鋼製品事業本部長兼金属資源本部副本部長、伊藤忠丸紅鉄鋼㈱取締役	丸紅㈱は当社の議決権の35.2％を所有する株主でありますが、それ以外に当社との取引関係はありません。 また、伊藤忠丸紅鉄鋼㈱は当社との取引関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	樋　口　　達	成和明哲法律事務所パートナー	当社との取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	取締役会等への出席状況	主な活動状況
社外取締役 (常勤監査等委員)	小　野　　信	取締役会15回中15回 監査等委員会19回中19回	長年にわたる事業会社運営管理や当社における８年間の常勤監査役および取締役（常勤監査等委員）を通じた知識や経験に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	井ノ上　雅　弘	取締役会15回中15回 監査等委員会19回中19回	鉄鋼業に関する幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	樋　口　　達	取締役会15回中15回 監査等委員会19回中19回	主に弁護士および公認会計士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、会計監査人に支払ったこれらの報酬の総額を記載しております。

2. 当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画および報酬見積額の妥当性等を検証した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項の同意の判断をしております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められた場合には、監査等委員会は、監査等委員の全員の同意に基づき解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり決議しております。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は経営理念を以下の３項目とする。

・私達は、社会・株主に対して存在価値の高い会社を目指します。

・私達は、顧客より高い評価と信頼を受ける会社を目指します。

・私達は、厳しい中にも公正で夢と誇りを持てる会社を目指します。

これらの考え方を役員・使用人に周知・徹底させ、企業としての社会的責任を果たす。

ロ．当社はコンプライアンス委員会を設置のうえ、コンプライアンス・マニュアルを作成し、コンプライアンス体制を確立する。また、コンプライアンス体制の一環として当社の顧問弁護士を窓口とする内部通報制度を設け、その周知を図るとともに、社内において研修等を通じ役員・使用人のコンプライアンス意識の醸成に努める。

ハ．内部監査部門である社長直轄組織の監査部は、コンプライアンス体制についての監査を行う。

ニ．役員・使用人の職務の執行において法令違反等が生じた場合、役員については取締役会、監査等委員会において、使用人については賞罰委員会に諮った上で、諸規程などに則り、厳正な処分を行う。

ホ．当社および当社の子会社の財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、その仕組みが適正に機能していることを継続的に評価し、必要に応じ是正を行う。

ヘ．当社は社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除に向け、毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断しており、そのための社内組織・体制を整えるとともに、外部専門機関との連携を強化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関しては、「文書管理規程」にて定める。

ロ．取締役は、それらの情報を常時閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．取締役および各職位にある使用人は、「職務権限規程」において明確化された業務分掌に基づいて業務運営を行う。

ロ．取締役会は、少なくとも年に１度、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象への対応についてリスク分析を行い、対応体制をレビューする。

ハ．工場および工事現場での事故発生のリスクに備えるため、「安全衛生管理規程」に基づき日常業務を遂行するとともに、環境安全部では、全事業所を対象とした安全衛生管理業務を行う。
ニ．与信、情報システム等のリスクに関しては、「与信管理規程」、「情報セキュリティ対策規程」を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。なお、様々な理由に起因するレピュテーションリスクについては、コンプライアンス体制の一層の強化等によりリスク管理を行う。
ホ．地震等の大規模自然災害に備えるため、BCP（事業継続計画）のマニュアルを作成し、その対応体制を構築している。
ヘ．子会社の事業運営やリスク管理体制等に関しては、各所管部店長が助言・指導を行う。
ト．監査部は、リスク管理体制についての監査を行う。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ．会社の意思決定の効率性を確保するために、「職務権限規程」、「稟議規程」、「予算管理規程」等を定める。
ロ．取締役会を月１回以上適宜開催し、迅速な意思決定と効率的な職務執行を行う。
ハ．取締役会の決議による重要基本方針に基づき、当社の経営方針、各業務の執行方針を協議するとともに、取締役会に諮る稟議事項の事前審議を行うため、常勤取締役および社長が任命した者によって構成される経営会議を設ける。

⑤　当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ．当社は、当社および子会社をもって企業集団を形成する。これらの子会社の管理に関しては、「関係会社管理規程」を制定し、内部統制システム体制を整備する。また、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の業務の適正化を図る。
ロ．子会社については、経営企画部が業務全般を総括するとともに、子会社毎に所管部店を定め、適切な管理を行う。また、定期的に関係会社連絡会を開催し、その中で各子会社は、業務執行状況や財務状況等を当社へ報告する。
ハ．当社コンプライアンス委員会および所管部店は子会社のコンプライアンス活動の支援および指導を行う。当社の顧問弁護士を窓口とする内部通報制度は、全ての子会社の役員・使用人が利用することができる。
ニ．監査部は、子会社について業務の適正が確保されているかについての監査を行う。

⑥　監査等委員会の職務を補助すべき使用人の業務執行を行う取締役からの独立性に関する事項
イ．監査等委員会の職務の補助は、監査等委員会付（使用人）が行う。当該使用人の任命、異動および評価等の人事に関する事項の決定については、監査等委員会の同意を要する。

ロ．当該使用人の業務執行者からの独立性および監査等委員会からの指揮命令権の確保については、上述の人事権とあわせ「監査等委員会監査等基準」に定めている。

⑦　当社および子会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告するための体制

イ．当社および子会社の取締役および使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。なお、監査等委員会への報告は、原則として常勤監査等委員に対して行う。

・全社的に影響を及ぼす重要事項
・内部統制に関わる活動概要
・監査部の内部監査の結果
・重要な会計方針・会計基準およびその変更
・コンプライアンス・マニュアルに基づく報告・運用の内容

ロ．常勤監査等委員が、取締役会以外に出席すべきと判断する重要会議（コンプライアンス委員会、経営会議、全店会議、工場長会議等）について、それらに関わる役職員は事前の連絡等を周知徹底する。

ハ．内部通報制度を利用した報告者が不利益な処遇が為されることがないよう会社が保証する旨を、コンプライアンス・マニュアルにおいて定めている。

⑧　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．代表取締役と監査等委員会の意見交換会を定期的に開催し、経営課題・監査等委員会監査の環境整備の状況・監査上の重要課題等について意見交換を行う。

ロ．監査等委員会が、必要に応じて会計監査人・顧問弁護士等との意思疎通を十分に行える体制を確保する。

ハ．監査等委員会が職務の執行上必要と認める緊急または臨時の費用に関しては、会社の負担とする旨を「監査等委員会監査等基準」に定めている。

ニ．監査部は、監査の方針・計画について監査等委員会と事前協議を行い、内部監査実施状況および監査結果等を報告し、緊密に連携する。

ホ．総務人事部法務審査課、環境安全部および工場管理部は、それぞれ担当するリスク管理に関わる事項を、常勤監査等委員に定期的に報告する。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①　コンプライアンス体制

当社は、経営管理本部長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当事業年度において２回開催している。その委員会では、役員・使用人への教育・啓蒙などの活動状況、内部通報制度の利用状況や、今後の課題等について報告・討議が行われている。

② リスク管理体制
当社は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象へ対応するため、「与信管理規程」等の各種規程に基づき、リスク管理体制を運用している。また、当事業年度末に開催した取締役会において、「当社が抱えるリスクとその対応策」が報告されており、定期的にリスク管理体制をレビューしている。

③ 取締役の職務執行
当社は、取締役会を月１回開催のほか、必要に応じて随時開催しており、法令および定款に定められた事項および経営上の重要な業務執行に関する事項を決議し、取締役の職務執行を監督している。なお、当事業年度は、取締役会を15回開催している。

④ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査等委員会は、当事業年度の監査等委員会で定めた監査方針、監査計画に基づき、内部監査部門との合同監査の実施や会計監査人との意見交換を行うなど監査の実効性や効率性を確保して、監査業務を行っている。また、監査等委員会は、取締役会をはじめ経営会議等の重要会議に出席している。当事業年度において監査等委員会を19回開催している。

⑤ 内部監査実施体制
当社の内部監査部門である監査部は、当事業年度の期初に年間監査計画を策定し、当社およびグループ会社を対象に、法令および社内諸規程に基づき業務監査、会計監査、内部統制監査等を実施している。また、その監査結果を報告書にまとめ、業務執行取締役と常勤監査等委員に対し報告を行っている。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、まず適正な利益を確保した上で、株主の皆様への利益の還元、企業体質強化のための内部留保について最適な利益配分を行うことを基本方針としております。特に、株主の皆様への利益の還元において安定した配当を継続して行うべく努めております。また、当社は、第49期からスタートした３ヵ年の中期経営計画において、最終年度の第51期（平成31年３月期）の連結配当性向の目標値を25％程度としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年１回を基本的な方針としております。また、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は、平成30年５月８日開催の取締役会において、第50期の期末配当を普通配当１株当り６円とすることを決議し、また、第51期の配当を中間配当として創立50周年記念配当を１株当り２円とし、期末の普通配当１株当り６円と合わせて年間合計１株当り８円とする方針につき決議いたしました。

内部留保資金につきましては、収益構造の転換と財務体質の改善を推進するために投入していきたいと考えております。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 計 算 書 類

連結貸借対照表

(平成30年３月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	**22,025**	**流動負債**	**16,395**
現金及び預金	2,246	支払手形及び買掛金	7,704
受取手形及び売掛金	7,323	電子記録債務	1,209
電子記録債権	1,891	短期借入金	3,800
建設機材	9,542	１年内返済予定の長期借入金	1,720
商品	274	リース債務	50
材料貯蔵品	257	未払法人税等	86
未成工事支出金	65	未払費用	889
繰延税金資産	67	未成工事受入金	112
その他	391	工事損失引当金	0
貸倒引当金	△ 34	賞与引当金	195
		役員賞与引当金	27
		その他	599
固定資産	**11,851**	**固定負債**	**5,081**
有形固定資産	**9,109**	長期借入金	3,930
建物及び構築物	612	リース債務	90
機械装置及び運搬具	311	繰延税金負債	63
土地	8,027	再評価に係る繰延税金負債	946
リース資産	130	厚生年金基金解散損失引当金	24
その他	29	退職給付に係る負債	27
		負債合計	**21,477**
		純資産の部	
		株主資本	**10,246**
無形固定資産	**10**	**資本金**	**2,651**
		資本剰余金	**924**
		利益剰余金	**6,805**
投資その他の資産	**2,731**	**自己株式**	**△ 135**
投資有価証券	2,502	**その他の包括利益累計額**	**2,152**
退職給付に係る資産	59	**その他有価証券評価差額金**	**217**
繰延税金資産	15	**土地再評価差額金**	**1,975**
その他	176	**為替換算調整勘定**	**△ 44**
貸倒引当金	△ 22	**退職給付に係る調整累計額**	**3**
		純資産合計	**12,399**
資産合計	**33,876**	**負債及び純資産合計**	**33,876**

連結損益計算書

（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

科目	内訳	金額
	百万円	百万円
売上高		21,779
売上原価		18,799
売上総利益		**2,980**
販売費及び一般管理費		2,222
営業利益		**757**
営業外収益		532
受取利息及び受取配当金	21	
持分法による投資利益	459	
その他	51	
営業外費用		58
支払利息	50	
その他	7	
経常利益		**1,231**
特別利益		19
投資有価証券売却益	19	
税金等調整前当期純利益		**1,251**
法人税、住民税及び事業税	221	
法人税等調整額	46	267
当期純利益		**983**
親会社株主に帰属する当期純利益		**983**

連結株主資本等変動計算書

（自　平成29年４月１日
至　平成30年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,651	924	6,022	△ 135	9,462
当期変動額					
剰余金の配当			△ 200		△ 200
親会社株主に帰属する当期純利益			983		983
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	783	△ 0	783
当期末残高	2,651	924	6,805	△ 135	10,246

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	203	1,975	△ 82	2	2,099	11,562
当期変動額						
剰余金の配当						△ 200
親会社株主に帰属する当期純利益						983
自己株式の取得						△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14		38	0	53	53
当期変動額合計	14	―	38	0	53	836
当期末残高	217	1,975	△ 44	3	2,152	12,399

連　結　注　記　表
連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結しており、その数は５社であります。その会社名は、興信工業㈱・丸建基礎工事㈱・東北工業㈱・東播工業㈱・九州レプロ㈱であります。

従来連結子会社でありました丸建工事㈱は、平成29年４月１日付で当社に吸収合併され解散しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 関連会社は全て持分法を適用しており、その数は２社であります。その会社名は、協友リース㈱・THAI MARUKEN CO.,LTD.であります。

(2) 持分法の適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社５社、興信工業㈱・丸建基礎工事㈱・東北工業㈱・東播工業㈱・九州レプロ㈱の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、それぞれ同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）

時価法

③ 建設機材

購入年度別、総平均法による原価から定額法による減耗費を控除した額（収益性の低下による簿価切下げの方法）

④ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

a.商品、材料貯蔵品……総平均法

b.未成工事支出金……個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	３年～50年
機械装置及び運搬具	２年～18年
その他（工具、器具及び備品）	２年～20年

また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案した信用格付けに基づく引当率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 工事損失引当金……受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における請負工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

③ 賞与引当金……従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 役員賞与引当金……支給される役員賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

⑤ 厚生年金基金解散損失引当金……連結子会社１社は、厚生年金基金解散に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、解散時の損失等の当連結会計年度末における合理的な見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準)

① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の工事
工事完成基準

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① ヘッジ会計の方法

（イ）ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。

（ロ）ヘッジ手段とヘッジ対象
・ヘッジ手段…金利スワップ取引
・ヘッジ対象…借入金金利

（ハ）ヘッジ方針
デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度等を定めた社内管理規程に基づき、金利リスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に金利スワップ取引を行っております。

（ニ）ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

② 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税は税抜方式を採用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額 6,151百万円

2. 保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っております。

従業員（住宅資金）	13百万円
THAI MARUKEN CO.,LTD.	425百万円※ (125百万BAHT)
計	438百万円

※このうち217百万円は、Italian-Thai Development Public Co.,LTD.が再保証しております。

3. 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年３月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年３月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

（再評価の方法）

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に時点修正等の合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日	平成14年３月31日
再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額	2,452百万円

なお、「再評価を行った土地の期末における時価」は不動産鑑定評価を基礎とし、地価公示価格の推移を勘案して時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	34,294,400	—	—	34,294,400

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成29年５月31日取締役会	普通株式	200	6	平成29年３月31日	平成29年６月22日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成30年５月８日取締役会	普通株式	利益剰余金	200	6	平成30年３月31日	平成30年６月６日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主として建設基礎工事用の重仮設鋼材の賃貸及び販売、並びに修理・加工・運送等を行うための工場等の設備投資計画に基づいて、必要な資金を金融機関からの長期借入金を中心に調達しております。短期的な運転資金については、金融機関からの短期借入金を中心に調達しており、一時的な余資は、手許流動性を確保するため現金及び預金として保有するか、または借入金の返済に充当することとしております。

なお、当社グループは、デリバティブ取引についてはデリバティブ取引管理規程を定め、リスクをヘッジする目的のみで行うこととしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、その大半の支払期日が１年以内であります。なお、当社グループは当連結会計年度末において、為替変動リスクがある外貨建ての営業債権及び営業債務は保有しておりません。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金調達や運転資金を目的としたものであり、借入金の返済予定日は最長で５年後であります。なお、これら営業債務や借入金及びリース債務について、流動性リスクを認識しております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、借入金の将来の金利市場における金利上昇による変動リスクを回避することを目的とした金利スワップ取引に限定しており、ヘッジ会計を適用しておりますが、市場価格の変動リスクに晒されております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「４.会計方針に関する事項（6）その他連結計算書類の作成のための重要な事項①ヘッジ会計の方法」を参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程である与信管理規程に基づき、営業債権について総務人事部法務審査課が全取引先の財務状態や経営成績を定期的に精査した上で、そのランク付けを行っております。そして、そのランク付けに応じた信用限度額や鋼材貸出限度、貸倒引当金繰入額を定めております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて同様の管理を行っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、格付けの高い国内の金融機関に限定しており、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、四半期毎に経営会議においてその取引実績を報告しております。
また、デリバティブ取引についても、社内規程であるデリバティブ取引管理規程に基づき、その取引状況を四半期毎に経営会議において報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、期初に開催される取締役会において年間の資金調達方針を審議の上決定しております。また、より効率的な資金管理を行い、キャッシュ・フロー経営を徹底するために、月次単位で資金予算を管理・更新するなど、資金予算制度の充実を図り、手許流動性を確保することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち38.3％が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。((注２）を参照下さい)

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,246	2,246	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,323	7,323	—
(3) 電子記録債権	1,891	1,891	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	575	575	—
資産計	12,037	12,037	—
(1) 支払手形及び買掛金	7,704	7,704	—
(2) 電子記録債務	1,209	1,209	—
(3) 短期借入金	3,800	3,800	—
(4) １年内返済予定の長期借入金	1,720	1,720	—
(5) 長期借入金	3,930	3,936	6
負債計	18,364	18,370	6

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

② 負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、並びに (4) １年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており (③デリバティブ取引参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

③　デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額の内１年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	1,600	330	(注)

（注）　金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（関連会社株式を含む）	1,926

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年内	１年超５年内	５年超10年内	10年超
現金及び預金	2,246	—	—	—
受取手形及び売掛金	7,323	—	—	—
電子記録債権	1,891	—	—	—
合計	11,461	—	—	—

（注４）長期借入金（１年以内に返済予定の長期借入金を含む）の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年内	１年超２年内	２年超３年内	３年超４年内	４年超５年内
長期借入金	1,720	1,420	1,010	1,340	160

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額　　371円95銭
一株当たり当期純利益　　29円52銭

計 算 書 類

貸 借 対 照 表

(平成30年３月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	**21,205**	**流動負債**	**15,991**
現金及び預金	1,876	支払手形	1,299
受取手形	1,181	電子記録債務	1,209
電子記録債権	1,891	買掛金	5,843
売掛金	5,791	短期借入金	3,800
建設機材	9,542	一年内返済予定の長期借入金	1,720
商品	274	リース債務	41
材料貯蔵品	257	未払費用	870
前渡金	206	未払法人税等	83
前払費用	45	未成工事受入金	96
繰延税金資産	78	前受金	517
その他	92	預り金	35
貸倒引当金	△ 31	工事損失引当金	0
固定資産	**10,210**	賞与引当金	192
有形固定資産	**8,937**	役員賞与引当金	27
建物	486	その他	254
構築物	126	**固定負債**	**5,023**
機械及び装置	246	長期借入金	3,930
車両運搬具	4	リース債務	75
工具、器具及び備品	25	再評価に係る繰延税金負債	946
土地	7,940	繰延税金負債	71
リース資産	107		
無形固定資産	**9**	**負債合計**	**21,014**
ソフトウエア	9	純資産の部	
電話加入権	0		
投資その他の資産	**1,264**	**株主資本**	**8,208**
投資有価証券	740	**資本金**	**2,651**
関係会社株式	219	**資本剰余金**	**924**
長期貸付金	125	資本準備金	662
破産更生債権等	4	その他資本剰余金	262
長期前払費用	1	**利益剰余金**	**4,768**
前払年金費用	29	その他利益剰余金	4,768
その他の投資	165	別途積立金	1,180
貸倒引当金	△ 22	繰越利益剰余金	3,587
		自己株式	**△ 135**
		評価・換算差額等	**2,193**
		その他有価証券評価差額金	**217**
		土地再評価差額金	**1,975**
資産合計	**31,416**	**純資産合計**	**10,402**
		負債及び純資産合計	**31,416**

損 益 計 算 書

（自　平成29年４月１日
至　平成30年３月31日）

科目	内訳	金額
売上高	百万円	19,882 百万円
売上原価		17,121
売上総利益		**2,760**
販売費及び一般管理費		2,081
営業利益		**678**
営業外収益		439
受取利息及び受取配当金	385	
その他	53	
営業外費用		58
支払利息	51	
その他	6	
経常利益		**1,059**
特別利益		40
投資有価証券売却益	19	
抱合せ株式消滅差益	20	
税引前当期純利益		**1,100**
法人税、住民税及び事業税	212	
法人税等調整額	30	243
当期純利益		**856**

株主資本等変動計算書

（自　平成29年４月１日
至　平成30年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,651	662	262	924	1,180	2,930	4,111	△ 135	7,551
当期変動額									
剰余金の配当						△ 200	△ 200		△ 200
当期純利益						856	856		856
自己株式の取得								△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	656	656	△ 0	656
当期末残高	2,651	662	262	924	1,180	3,587	4,768	△ 135	8,208

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	203	1,975	2,179	9,731
当期変動額				
剰余金の配当				△ 200
当期純利益				856
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14		14	14
当期変動額合計	14	—	14	670
当期末残高	217	1,975	2,193	10,402

個　別　注　記　表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

（2）デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

（3）建設機材の評価基準及び評価方法

購入年度別、総平均法による原価から定額法による減耗費を控除した額（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（4）たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品、材料貯蔵品……総平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）……定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～45年
構築物	３年～50年
機械及び装置	２年～18年
車両運搬具	２年～６年
工具、器具及び備品	２年～20年

また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。ただし自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

（3）リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（4）長期前払費用……均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率を勘案した信用格付けに基づく引当率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 工事損失引当金……受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における請負工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金……従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金……支給される役員賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準)

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

(2) その他の工事
工事完成基準

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段…金利スワップ取引

・ヘッジ対象…借入金金利

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度等を定めた社内管理規程に基づき、金利リスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(3) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式を採用しております。

貸借対照表に関する注記

1. **有形固定資産減価償却累計額** 5,846百万円
2. **関係会社に対する短期金銭債権** 397百万円
3. **関係会社に対する長期金銭債権** 124百万円
4. **関係会社に対する短期金銭債務** 633百万円
5. **保証債務**

会社等の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っております。

従業員（住宅資金）	13百万円
THAI MARUKEN CO.,LTD.	425百万円※ (125百万BAHT)
計	438百万円

※このうち217百万円は、Italian-Thai Development Public Co.,LTD.が再保証しております。

6. **土地の再評価**

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年３月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年３月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

（再評価の方法）

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に時点修正等の合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日	平成14年３月31日
再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額	2,452百万円

なお、「再評価を行った土地の期末における時価」は不動産鑑定評価を基礎とし、地価公示価格の推移を勘案して時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	620百万円
仕入高	822百万円
営業取引以外の取引による取引高	389百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普　通　株　式　　958,681株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
減損損失	152百万円
賞与引当金	58百万円
関係会社株式評価損	20百万円
貸倒引当金	11百万円
未納事業税	9百万円
ゴルフ会員権評価損	10百万円
その他	9百万円
繰延税金資産小計	272百万円
評価性引当額	△ 160百万円
繰延税金資産合計	112百万円
（繰延税金負債）	
前払年金費用	9百万円
その他有価証券評価差額金	96百万円
繰延税金負債合計	105百万円
差引：繰延税金資産の純額	6百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	丸建基礎工事㈱	直　接 100.0% 間　接 —	資金の貸付 当社役員兼任１名 当社従業員兼任４名 当社従業員出向１名	長期貸付金の回収 利息の受取	5 0	長期貸付金 未収収益	124 0
子会社	興信工業㈱	直　接 100.0% 間　接 —	余剰資金の預り 当社役員兼任１名 当社従業員兼任３名 当社従業員出向２名	余剰資金の預り 余剰資金の返済 利息の支払	520 400 1	その他の流動負債 未払費用	200 0
関連会社	THAI MARUKEN CO.,LTD.	直　接 49.0% 間　接 —	当社からの技術指導及び銀行借入に対する債務保証 当社従業員兼任１名 当社従業員出向２名	技術指導料 保証料の受入(注 2)	12 0	未収収益	8
関連会社	協友リース㈱	直　接 50.0% 間　接 —	当社からの鋼材の販売及び当社への鋼材の販売、賃貸 当社役員兼任２名 当社従業員出向２名	鋼材の販売 鋼材の賃借及び仕入	596 560	売掛金 未収収益 買掛金 未払費用	323 38 210 153

(注1) 上記金額は、取引金額には消費税等を含んでおりません。また、期末残高のうち協友リース㈱に係るものは消費税等を含んでおり、それ以外の会社に係るものは消費税等を含んでおりません。

(注2) THAI MARUKEN CO.,LTD.の当期中の銀行借入に対して債務保証を行ったものであり、年率0.2%の保証料を受領しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

鋼材の販売、賃借及び仕入については、市場価格に基づきその都度交渉の上決定しております。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	312円04銭
一株当たり当期純利益	25円71銭

監　査　報　告　書
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月７日

丸紅建材リース株式会社
　取　締　役　会　　御　中

太陽有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　桐　川　　聡　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　八　代　輝　雄　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　上　西　貴　之　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、丸紅建材リース株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸紅建材リース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月７日

丸紅建材リース株式会社
　取　締　役　会　　御　中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桐　川　　聡　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	八　代　輝　雄　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上　西　貴　之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、丸紅建材リース株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月７日

丸紅建材リース株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　小　野　　信　㊞

監査等委員　井ノ上　雅　弘　㊞

監査等委員　樋　口　　達　㊞

(注) 監査等委員の小野　信、井ノ上雅弘及び樋口　達は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株式についてのご案内

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社　本店証券代行部

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)
郵便物送付先	お取引の証券会社等になります。	〒168-8507　東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行　証券代行部
電話お問合せ先		フリーダイヤル　0120-288-324 (土・日・祝日を除く9：00～17：00)
各種手続お取扱店 (住所変更、株主配当金受取り方法の変更等)		みずほ証券 本店および全国各支店 プラネットブース（みずほ銀行内の店舗）でもお取り扱いいたします。 みずほ信託銀行 本店および全国各支店 ＊トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行＊およびみずほ銀行の本店および全国各支店 (みずほ証券では取次のみとなります) ＊トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。	
ご注意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問合せ先・各種手続お取扱店をご利用ください。	特別口座では、単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。

単元未満株式の買増制度のご案内

当社は単元未満株式（1,000株未満）ご所有の株主の皆様のご便宜を図るため、「単元未満株式の買増制度」を導入しております。お手続の詳細は当社株主名簿管理人（みずほ信託銀行株式会社）へお問合せください。

第50回定時株主総会会場ご案内図

会　場：　東京都港区芝公園２丁目５番20号
メルパルク東京　３階「牡丹」
電話　03（3433）7211

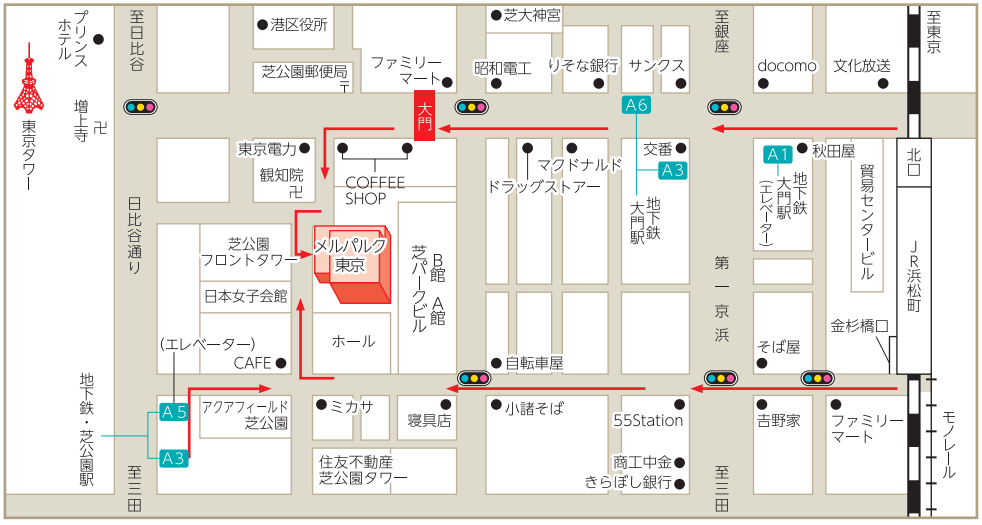

（交通）　●JR・モノレール
浜松町駅（北口）より徒歩10分
●都営地下鉄三田線
芝公園駅より徒歩５分
●都営地下鉄浅草線・大江戸線
大 門 駅より徒歩７分

Marubeni Construction Material Lease

丸紅建材リース株式会社
〒105-0011　東京都港区芝公園２丁目４番１号
TEL 03-5404-8200
（URL　http://www.mcml-maruken.com/）